

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項に規定する審理の開始に関する通知書は、佐賀県収用委員会において保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。

なお、通知書を受領しないときは、平成 25 年 7 月 25 日の経過をもって当該通知書の送達があったものとみなされる。

平成 25 年 7 月 5 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

1 事件名

一般国道 497 号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事・佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬地内から長崎県松浦市今福町東免字松本ノ前地内まで、同町浦免字宮田地内から同町仏坂免字立岩地内まで及び同市調川町下免字赤壽地内から同市志佐町浦免字寺田地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る裁決申請及び明渡裁決申立事件

2 通知を受けるべき者

最後の本籍地 愛知県幡豆郡西尾町大字上町字横町屋敷 9 番地

氏名 深谷 貞夫

生年月日 大正 11 年 2 月 20 日

3 収用し、又は使用しようとする土地の表示

所在地 伊万里市山代町立岩字小松堀 2891 番

公簿地目 山林

公簿面積 1,820 m²

4 収用委員会の所在地

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土づくり本部土地対策課内（電話番号 0952-25-7034）